

令和4年度における電気事業法第107条の規定に基づく  
立入検査の結果について(東北管内)

立入検査は、電気事業法第107条第2項、第4項又は第5項の規定により、事業用電気工作物を設置する者の事業場において自主保安体制が十分機能しているか否かなどを確認し、また、必要に応じ改善等、促すことによって、電気事業法の目的である公共の安全の確保を図ることを目的として実施しています。

令和4年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおりです。

凡例

- 法 : 電気事業法
- 施行規則 : 電気事業法施行規則
- 報告規則 : 電気関係報告規則
- 電技省令 : 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 電技解釈 : 電気設備の技術基準の解釈
- 火技省令 : 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
- 水技省令 : 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令
- 風技省令 : 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令
- 太技省令 : 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

お問合せ先 : 関東東北産業保安監督部東北支部  
電力安全課 企画調整係  
メール : bzl-thk-denan-soudan@meti.go.jp  
TEL : 022-221-4948 FAX : 022-224-4370

## 【火力発電設備】 立入検査実施件数 2件

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（1事業場）

| 主な指摘事項                        | 根拠条文等        |
|-------------------------------|--------------|
| 保安規程が変更されているにもかかわらず、届出がされていない | 電気事業法第42条第2項 |

以下の件については指摘なし

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘

## 【水力発電設備】 立入検査実施件数 2件

- 指摘事項なし

## 【風力発電設備】 立入検査実施件数 0件

令和4年度の実施なし

## 【太陽電池発電設備】 立入検査実施件数 26 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘  
(1 事業場)

| 主 な 指 摘 事 項                                    | 根拠条文等      |
|--|------------|
| 接地線が破断している箇所があり、電流を安全かつ確実に大地に通ずることができるか確認できない。 | 電技省令第 11 条 |

- 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘  
(6 事業場)

| 主 な 指 摘 事 項   | 根拠条文等                             |
|---|-----------------------------------|
| <p>構造計算書において、積雪荷重の内容の妥当性に疑義がある。</p> <p>使用部材が構造計算書に示されている強度であることを確認できない。</p> <p>部材の一部にさびが見られる。</p> <p>接合部に緊結金具が使用されており、滑りが懸念される。</p> <p>構造計算図面と実構造物で寸法に相違がある。</p> <p>アレイの一部が、さくからはみ出している。</p> <p>一部の柱に曲がりが見られる。</p> <p>一部の基礎が陥没し、架台が折れ曲がっている。</p> <p>一部の架台が大きく変形し、柱脚部が損傷している。</p> <p>部材の一部が脱落している。</p> | <p>太技省令第 4 条</p> <p>電技省令第 4 条</p> |

上記のほか、建築時の技術基準には適合しているものの、最新の技術基準に基づき改善が推奨される箇所については、「改善推奨事項」として設置者に対し通知した。

## 【送・変・配電設備】 立入検査実施件数 1 件

- 指摘事項なし

## 【需要設備】 立入検査実施件数 6 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘(2事業場)

| 主 な 指 摘 事 項                          | 根拠条文等                   |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 構内第1柱に施設しているA種接地線が地上2mまで防護管で覆われていない。 | 電技省令第11条<br>解釈17条第1項三号二 |
| 年次点検の記録において、B種接地抵抗の管理値が定められていない。     | 解釈第17条 第2項              |

- 保安規程に違反する指摘 (2事業場)

| 主 な 指 摘 事 項   |
|---|
| 保安規程の指揮命令系統図や、連絡系統が実態と相違している。(古いままの組織図や、存在しない部署が散見された。) |
| 保安規程において、負荷設備の日常巡視頻度が現状と相違している。                         |

以下の件については指摘なし

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘